

太陽光発電等の導入拡大に向けたプラットフォーム構築等業務 委託仕様書

1 目的

京都市では、2050年の脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの普及拡大を図っている。

本業務は、再生可能エネルギーの普及拡大等をより一層促進するため、一定の実績等を有する太陽光発電設備の販売・施工事業者の登録制度を構築・運営し、特設ホームページで強み等を情報発信することにより、同事業者と太陽光発電導入検討者のマッチングを促進することを目的とする。併せて、同ホームページにおいて、太陽光発電等の基礎知識（経済性等）や導入事例、補助金等、住宅や事業所の脱炭素化に係る情報を発信するとともに、市民・事業者等からの相談や問い合わせに対応し、再エネ・省エネに係る理解や意識の向上を図ることを目的とする。

2 業務委託の内容

(1) 太陽光発電設備の販売・施工事業者の登録制度の構築・運営等

ア 概要

一定の実績等を有する太陽光発電設備の販売・施工事業者の登録制度（以下「事業者登録制度」という。）を構築・運営し、特設ホームページ（(2)参照。以下「特設 HP」という。）等でそれらの事業者の強み等を情報発信するとともに、登録事業者の営業活動を支援することで、太陽光発電の導入を検討する市民・事業者とのマッチングを促進する。

イ 業務委託の内容

(ア) 登録事業者の募集・受付等

本市と受託者で協議のうえ定める要領に基づき、事業者登録制度への登録を希望する事業者を募集し、受付及び書類確認を行うこと。

なお、登録手続きに当たって、(2)で作成する特設 HP 上に事業者登録の申請フォームを作成すること。

(イ) 登録事業者の情報発信

(2)で作成する特設 HP 上で登録事業者毎の情報を分かりやすく紹介すること。なお、抽出機能や検索機能を設けるなどし、アクセスした人が、希望に沿った登録事業者を容易に探せるよう工夫すること。また、特設 HP 以外での情報発信方法についても提案の範囲に含めるものとする。

(ウ) 登録事業者への営業活動の支援

登録事業者と導入検討者とのマッチングを促進するうえで、登録事業者の営業活動の支援となる内容（本市施策に関する情報提供等）を検討・実施すること。

(エ) 登録事業者との連絡調整、情報発信等

少なくとも年数回程度、登録事業者に対し、市内での契約状況等の実績確認

等を行うこと。また、登録事業者への営業活動支援内容（2(1)イ(ウ)参照）など、登録事業者に必要な情報を発信すること。

(ウ) 京都0円ソーラープラットフォーム（※）の運営

- ・ 既存の本市ポータルサイト（<https://kyoto-pv-platform.jp/>）を活用する等し、「京都0円ソーラープラットフォーム」の運営に係る以下の業務を行うこと。
なお、同プラットフォームは京都府と共同で運営しており、本委託業務は京都市分のみとし、京都府分の業務は京都府が別途委託する。

① ポータルサイトの運営

本ポータルサイトは現状、見積依頼機能を有しているが、令和7年度中に同機能を削除予定。必ずしも本ポータルサイトをそのまま活用する必要はなく、別サイトを新たに構築すること等は問題ないが、その場合、府市と協議のうえ、少なくとも「0円ソーラー」事業者や「0円ソーラー」事業プランの詳細情報、0円ソーラーの仕組み等をわかりやすく掲載すること。また、(ア)～(エ)の事業者登録制度とは別で運営し、引き続き、府市協働で運営できる構成とすること。

② 「0円ソーラー」事業プランの登録等の手続に係る書類確認及び受付

③ 「0円ソーラー」事業者との連絡調整（実績確認、文書発送等）

④ 市内施設所有者等からの問合せ等への対応。

- ・ 「0円ソーラー」事業者について、2(1)イ(イ)「登録事業者の情報発信」においても、登録事業者と一体的に紹介し、情報発信すること。

※ 京都0円ソーラープラットフォーム（府市協働で運営）

本市が定める要綱に基づき、PPA・リース事業者等の0円ソーラープラン提供事業者及び同プランを募集のうえ、審査・登録。同事業者に係る情報をポータルサイト上で発信等することで、同事業者と施設所有者とのマッチングを図っている。

<府市の分担>

京都市：0円ソーラープラン提供事業者及び同事業者が提供するプランの審査・登録。

京都府：特定のプランに対する補助事業。

共通：ポータルサイトの運営・維持管理、広報、問合せ対応。

〔京都市：京都市業務及び京都市内案件分
京都府：京都府業務及び京都府下（京都市内を除く）案件分〕

(2) 再生可能エネルギー等に関する特設HPの構築・運営

ア 概要

2(1)の事業者登録制度の内容とともに、太陽光発電等の基礎知識（経済性等）や導入事例、補助金等、住宅や事業所の脱炭素化に係る情報等から構成される特設HPを構築し、インターネット上で公開するとともに、特設HPを運営するため

のシステムを構築し、本市に提供するものである。また、同内容に係る市民・事業者等からの相談や問い合わせに対応する。

なお、システムの構築に当たっては、ネットワークを通じて本市が必要とするサービスを提供することとし、サービスの提供に当たり必要となるサーバー等の機器類は、受託者が用意することとする。また、本市システムの利用に当たり必要となる回線及び端末については、提案の範囲に含めない。

イ 業務委託の内容

(7) 特設 HP の構築・運営

構築する特設 HP は、リンクや新着情報、お知らせ等を見やすく配置したうえで、次の内容に係るコンテンツ等を作成し、随時更新すること。

① 事業者登録制度

2(1)参照。

② 太陽光発電の基礎情報

本市 HP (<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000323407.html>) を参考に、太陽光発電のメリットや設置事例、メンテナンス、廃棄・リサイクルなど、太陽光発電に係る理解を促進するための基礎情報を発信する。

③ 補助金の紹介

本市 HP (<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu/category/14-29-0-0-0-0-0-0-0-0.html>) を参考に市民・事業者向けそれぞれに再エネや省エネ、断熱改修、ZEH 等の補助金を紹介すること。なお、対象設備の抽出機能や検索機能を設けるなどし、アクセスした人が、導入を検討している設備の補助制度を容易に探せるよう工夫すること。

④ 補助金以外の支援メニューの紹介

本市 HP (<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu/category/14-31-0-0-0-0-0-0-0-0.html>、<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu/category/14-27-0-0-0-0-0-0-0-0.html> 等) を参考に、本市が実施している再エネや省エネの普及拡大に向けた支援メニュー等を紹介すること。

⑤ その他再エネや省エネに係る情報発信等

上記①～④以外でも、省エネ機器のメリットや導入事例等、再エネ・省エネに係る理解や意識の向上を図るうえで有用な情報を発信するとともに、その他有用な機能や方法等がある場合は、積極的に独自提案を行うこと。

⑥ 問合せ・相談対応

上記①～⑤の内容に係る問合せや相談を受け付けるための問合せフォームやコールセンターを設けるなどし、問合せ・相談窓口を設置するとともに、問合せ等があった場合に対応すること。また、よくある質問をまとめて公開すること。

なお、問合せ・相談窓口の設置期間は、特設 HP の公開日から令和 9 年 3 月 31 日までを想定（京都市の休日を定める条例第 1 条第 1 項に規定する本市の休日を除く）。

(イ) ホームページに係るネットワークシステム構築

① 基本仕様

- ・ 公開するコンテンツは、インターネットを介して多くのブラウザで閲覧可能であること。また、スマートフォンのブラウザでも表示可能であること。
- ・ クライアントパソコンへの特殊なソフトウェアのインストールを行うことなく閲覧できること。
- ・ Web アクセシビリティを考慮した日本工業規格（JIS）「JISX 8341 3:2016」の適合レベル AA に原則準拠し、同レベルへの適合状況を試験・公開すること。また、適合レベルの達成状況に応じたウェブアクセシビリティ方針を策定・公開すること。
- ・ 公開するコンテンツについては、YAHOO! JAPAN や Google などの検索エンジンにおける検索結果ページにおいて、表示順位の上位に表示されるようにすること。

② セキュリティ要件

- ・ 本システムへの不正侵入、システム停止や障害の発生を予防し、また、障害発生時の影響を最小限に食い止めるため、万全のセキュリティ対策を講じること。また、サーバー保守作業において、迅速なセキュリティパッケージのアップデートを行い、システムへの不正な侵入の可能性を未然に防止すること。
- ・ 第三者によるサーバーへの不正アクセス等により、改ざんや消失、毀損が生じた場合には、原因を解明し速やかに対策を講じるとともに本市担当者へ報告すること。
- ・ その他具体的なセキュリティ対策の内容については、本市と受託者において協議の上で決定する。

(ウ) システムの保守運用管理

本システムに係る保守運用管理に必要な要件は、次の内容を想定しているが、その実施方法等を具体的に提案すること。

① 平常時

- ・ 平日 9 時～17 時 30 分を問い合わせ受付時間帯とすること。
- ・ 本市職員からのシステム操作に関する電話及びメールでの問い合わせに対し、速やかに対応すること。

② 障害発生時

障害を検知した場合は、すみやかに一時対応を行うとともに、通常連絡先又は緊急連絡先に電話により障害箇所、影響範囲及び障害の現状を簡潔に報告すること。電話による連絡がとれない場合には、メールを活用すること。

4 業務期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

5 成果品の提出等

本市に納品する成果品は、以下のとおりとする。また、紙資料（ファイルに綴じ背表紙を付けること）については2部提出し、電子データはCD-ROMに収録して提出すること。

なお、成果品の著作権は本市に帰属するものとし、業務完了後は本市の承諾を得ずに、本業務によって得られた成果品をはじめとする各種資料は保持しないこととする。

- (1) 業務報告書
- (2) その他本市監督員が指示するもの
- (3) 本業務で取得、利用又は作成した資料

※ 電子データはMicrosoft Word、Microsoft Excel、Microsoft Power Point、Adobe Acrobatを基本とする。その他のアプリケーションを用いる場合は、本市監督員と協議を行う。

6 業務の進め方

- (1) 本委託業務は、本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施するものとする。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、事前に業務工程表を提出し、本市の承諾を受けるものとする。
- (3) 業務の実施に当たっては、適宜、本市と協議を行うこと。
- (4) 業務の実施に当たっては、本市が実施するその他の再エネや省エネの普及拡大に係る事業等と連携し、効率的かつ効果的な業務執行を意識して進めるものとする。
- (5) 受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。
- (6) 受託者及び業務に従事している者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び京都市個人情報保護条例（平成5年4月1日京都市条例第1号）を遵守するとともに、本業務の履行において知り得た個人情報については、契約期間中のみならず契約期間終了後においても、業務の用に供する目的以外には利用しないこと。また、本業務の履行において知り得た個人情報を第三者に漏えいしてはならない。
- (7) 「電子計算機による事務処理等（システム開発・保守）の委託契約に係る共通仕様書」を順守すること。
- (8) 仕様書の内容について疑義が生じた場合又は、本事業に係る業務の遂行上必要と認められるものでこの仕様書に定めのない事項が生じた場合は、その都度、本市と協議のうえ、業務を進めることとする。